

矯正職員の皆さまへ

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

団体扱自動車保険をご存知ですか？

団体扱契約は
一般契約に比べて

約

24%

割引!



団体扱制度割引

◆矯正職員の「団体扱自動車保険」ですので、今までと補償内容は変わらず、**約24%**保険料がお安くなります!(*1)

大口団体割引(*2) 一般契約に比べて

20% × 約5% = 約24% 割引

(*1) 団体扱分割払は、分割割増がないため、約5%割安となります。また、1年間分を一括払とした場合、一般契約と比較して5%の割引があります。

(*2) 大口団体割引は、2014年7月1日～2015年6月30日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。大口団体割引は団体全体のお引受実績に応じて毎年7月1日に見直されます。

保険料は給与から引き去り!

- ◆保険料は、給与からの引き去りとなりますので、お支払の手間がかかりません!
- ◆月払または一括払のうち、ご希望のお支払方法で引き去りとなります。

退職者・同居の親族の車もOK!

- ◆退職後も、団体割引を適用したまま継続することができます!
- ◆記名被保険者と車両所有者が、配偶者・同居の親族・別居の扶養親族の場合でも、団体扱でご契約いただけます。

等級を継承します!

◆他の保険会社(JA共済、全労済(マイカー共済)、教職員共済などを含まず。)からの切替でも等級を引き継ぐことができます。

※一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険(株)では「参考純率」の改定を受け、より公平な保険料負担を目指して2012年10月1日以降始期契約より等級別料率制度を改定致しました。

改定後の等級別料率制度では、これまですべてのお客さまで同一だった等級別の割増引率を、同じ等級であっても事故がなかった方とあった方で異なる割増引率とします。

**FAX・電話・メールをすれば、
すぐに代理店からご連絡!**

※詳しくは裏面をご覧ください!

幹事代理店 有限会社 矯正弘済会